

## 宇都宮地方裁判所委員会（第7回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

- 1 日時 平成18年2月22日（水）13：30～15：30
- 2 場所 宇都宮地方裁判所大会議室
- 3 出席者  
（委員・50音順，敬称略）  
板橋賢二，大野市太郎，吉川文子，吉光寺ヒロ子，佐藤主税，柴恵子，代田郁保，関隆一，田中徹歩，  
※上田雅皓，伴靖，水越久夫は欠席  
（庶務）  
堤博美事務局長，金井孝夫事務局次長，望月克彦総務課長，本田千鶴総務課課長補佐，鈴木珠美総務課庶務係長  
（説明者）  
堤博美事務局長，中西健市民事首席書記官
- 4 議事
  - (1) 新任委員等の自己紹介
  - (2) 裁判所からの説明
    - ① 裁判員制度に関する広報の結果について
      - ア) 法の日週間記念行事
      - イ) 法曹三者による裁判員模擬裁判（第2回）
      - ウ) 裁判員制度全国フォーラム in 栃木
      - エ) 広報用模擬評議
    - ・ 裁判員制度に関する広報の結果を説明（事務局長）
    - ・ 法曹三者による裁判員模擬裁判（第2回）を拝見して，こちらの思いがなかなか裁判員に伝わらないと感じた。また，裁判員制度全国フォーラム in 栃木にアドバイザーとして参加したが，市民の不安をひしひしと感じた。広報等については，検察庁としても出来る限りの努力をしていきたい。（委員）
    - ・ 法曹三者による裁判員模擬裁判（第2回）の第1日目を見学させていただいたが，法廷で使われている言葉が難しいと感じた。全容を把握することが難しい中で，裁判員として参加したときに自分の意見が言えるのか不安を感じた。（委員）
    - ・ 裁判員制度全国フォーラム in 栃木に300名が参加したということだが，関係者に参加依頼をしたのか。（委員）
    - ・ 参加要請はかけておらず，実際は，参加したいと申し出た職員に対して，参加を断らなければならない位盛況だった。下野新聞の募集と地裁が日頃広

報を行っている関係機関等に対する案内の成果で、締切日には300名を超える申込みがあった。(事務局長)

- ・ 動員をかけないといけないか心配したが、実際は、300名を超える状況になった。

裁判員裁判という言葉については、かなり知れわたったと理解しているが、広報の問題もあると思うが、内容については、なかなか分かっていたくないので、裁判員はどうやって選ばれるか、どういうことをするのか等を理解していただけるよう、今後は、裁判員裁判の内容に主眼をおいて広報を行うよう努めたい。まだ選定手続の中身について決まっていないが、どのようなものにしていけばよいのか、参加しやすい環境や条件整備について、多くの方の御意見を機会を設けて伺っていききたい。(委員長)

## ② 裁判員裁判について

- ・ 裁判員制度の広報に努めるとともに分かりやすい審理の在り方について検討を続けているところであるが、本日は、栃木県において、裁判員裁判をどこで実施するかに関し御意見を伺いたい。この実施庁については、まだ決まっておらず、今後検討、決定されることになる。

御承知のとおり、裁判員裁判は、合議事件のうち重大事件を対象としている。栃木県で、合議事件を扱っているのは、宇都宮本庁と栃木支部であり、宇都宮本庁で裁判員裁判を実施するのは間違いないことであるが、さらに栃木支部でも行うかが問題となる。

この問題について、皆様から御意見を伺いたいと考えているが、その前提として、栃木県における実情を御説明したい。(委員長)

- ・ 裁判員制度について、裁判員裁判対象事件の状況、裁判員候補者となる住民に関する実情、交通事情等及び実施庁を検討する場合の問題点を説明(事務局長)
- ・ 栃木県では、裁判員対象事件の審理を本庁のみで行うか、あるいは、栃木支部でも行った方がよいか、御意見を伺いたい。(委員長)
- ・ 裁判員の自宅から本庁への所要時間が3時間を超える地区は、公共交通機関があれば午前5時ころ自宅を出発するイメージと聞いたが、それらの方は、人口の割合からみて少ないと思うが、裁判員候補者に選任された場合、前泊するという事も考えているのか。(委員)
- ・ 遠いところは、前泊することも考えられる。陪審制と違って、裁判員が評決が出るまで拘束される義務はないので、自宅へ帰れる方は、帰っていただき、翌日すぐに出て来られないような遠方の方は、泊まっていただくことになる。(委員長)
- ・ 一般の方は、自家用自動車を利用すると思われるが、県内全域をみると、

足利から本庁に出向くのが一番時間がかかると思う。重要事件を栃木支部でやらないことでよいのかをどう判断すべきかが問題となると思う。(委員)

- ・ 合議事件のうち、裁判員裁判の対象とならない合議事件（平成16年度で栃木支部5件）は、栃木支部で行うことになっている。

また、栃木支部の裁判官は3人が配置されているが、栃木支部で裁判員事件を年間15～16件を担当することになると、1か月1.5件程を担当する計算になる。選任手続を含め1事件の平均開廷回数を平均4～5回とすると、1か月に7回前後開廷する計算になる。加えて、公判前整理手続が入るので、更に時間がかかる。栃木支部は、民事事件等も担当している実情があり、不安はある。

本庁刑事部の裁判官は、4人が配置されているが、裁判員裁判の対象とならない合議事件（平成16年度で本庁22件）や単独事件も合わせて担当するので、2か部体制で審理しないとやっていけるかどうか不安である。(委員長)

- ・ 支部で行うメリット、デメリットは、何か。(委員)
- ・ 足利在住の方は、栃木支部に行くより本庁に行く方が遠いことは間違いない。ただ、裁判員候補者に関する事務、例えば、裁判員候補者への通知や裁判員候補者の選任手続期日への呼出し事務は、量的にも膨大なものとなることが予想される。また、施設面での問題として、裁判員待合室、評議室の確保等、施設の整備を図らなくてはならないという問題があるので、支部で行うとなると人的態勢及び物的態勢は、正直言って厳しい。

更に、本庁及び栃木支部の両庁で裁判員裁判を行った場合、本庁管轄内の有権者の裁判員候補者又は裁判員となる確率は、栃木支部管轄内の有権者のその約1.7倍であることから、両者の負担の不公平感が生じる。(委員長)

- ・ 裁判員候補者への通知、裁判員候補者の選任手続期日への呼出し等の事務量が増える問題や施設面の問題並びに本庁は栃木県のほぼ中心にあって、どこからもおおむね均等に来られるということであれば、宇都宮地裁本庁のみの実施でよいのではないか。(委員)
- ・ 宿泊施設等が確保でき、宿泊料を支払うという制度をつくっておけば、栃木支部で裁判員裁判を実施する必要はないし、公平性を保つことを考えると、本庁だけで実施するのがよいと思う。(委員)
- ・ 緊急に仕事が入ったときは休めるか、あるいは、入ることがあるということで断れるか。(委員)
- ・ 緊急に仕事が入った場合は、休める余地はあるが、仕事が入るかもしれないという理由で裁判員を断ることはできないと思う。

裁判員の辞退を緩やかに認めると、構成のバランスがよくなるのではないかという危惧が生じる。(委員長)

- ・ 裁判員を選任する際、年齢、男女比は考慮されるのか。(委員)
- ・ 考慮されない。ただ、検察審査会で選定された検察審査員をみると、おおむね、男女比が6：4、年齢も比較的バランスよくあたっていると感じている。(委員長)
- ・ 日本労働組合総連合会では、企業に対して、裁判所から裁判員候補者として呼出しがあったら、休暇を取得できる制度を構築すると明確に打ち出した。(委員)
- ・ 日当や旅費等は出るのか。宿泊料も一定の基準で支払うのか。(委員)
- ・ 日当や旅費のほか、宿泊を要する場合は宿泊料が支払われる。(委員長)
- ・ 本人が運転できなくても、近所の人などに依頼して裁判所に出頭する場合、運転した方に対する手当を考えていただけると有り難い。車であれば、宇都宮の場合には2時間位でほとんど来られると思う。(委員)
- ・ 車の手配等を個人レベルで考えるのではなく、市町村が送迎するという制度を考えるべきではないか。(委員)
- ・ 市町村が車の手配をする等、いろいろな考えがあるが、万一、事故があった場合、補償をどうするかの問題が生じるので、簡単にはいかないという気がする。

裁判員裁判について、国民は、法律に専門的ではないから、難しいことはできない、人の人生を左右することはできない、という気持ちで消極的になっていると思う。裁判員制度全国フォーラム in 栃木では、交通手段、休暇の問題等については、質問があれば答える程度だったので、きちんと広報をしていないと感じた。条件整備についての広報をきちんと行くと、国民は、心配なく裁判員をやれるかなという気持ちになれると思う。(委員)

- ・ 条件整備は、これから多くの方の御意見を伺い、できるだけ参加しやすい形にしていきたい。裁判員制度全国フォーラム in 栃木に参加した女性からは、保育施設の有無の質問があった。それも含めてやれる範囲できちんとしていく必要はあると思う。(委員長)
- ・ 実施庁については、裁判員制度の定着を図る必要もあるので、本庁で集約し、ノウハウを蓄積し、将来、栃木支部で行う必要が出てくれば、見直すことはやぶさかではないので、個人的には、当面、本庁で始めるのがよいと思うが、皆さんの意見も大方、そんなところでよろしいでしょうか。(委員長)
- ・ 了承(全員)

(3) 裁判所における民事紛争(トラブル)解決のための手続—少額訴訟事件を中心として—

- ・ 裁判所における民事紛争（トラブル）解決のための手続－少額訴訟事件を中心として－をビデオを紹介しながら説明（民事首席書記官）
  - ・ 少額訴訟における被告の出頭率はどうか。（委員）
  - ・ 被告の7割は、出頭している。（民事首席書記官）
  - ・ 実際、支払いがされているかフォローされているか。（委員）
  - ・ 少額訴訟判決等については、判決等をした簡易裁判所においても金銭債権に対する強制執行を申し立てる制度が作られ、最終的には活用できることになっている。（民事首席書記官）
  - ・ 強制執行を申し立てた例はあるか。（委員長）
  - ・ 少額の執行制度ができてから、1年しかたっていないので、ほとんどない。（民事首席書記官）
  - ・ インターネットによる悪徳商法等も増えているのか。（委員）
  - ・ 若干ではあるが、ある。（民事首席書記官）
  - ・ 民事的なトラブルの解決のために、毎月2回弁護士会にお世話になり、無料法律相談を行っているが、少額訴訟の制度についての窓口等を教えて貰えれば、振り分けができるので、情報提供、資料提供等をしていただきたい。（委員）
  - ・ 少額訴訟は、簡裁が受け付けている。資料提供等はできると思う。少額訴訟の制度は、本人が証拠を集めていただかなければならない制度ではあるが、簡便に利用できる制度である。（委員長）
- (4) 次回開催日について
- ・ 次回は、平成18年7月12日（水）とし、午後1時30分から午後3時30分まで宇都宮地方裁判所大会議室で開催したい。（委員長）

以 上